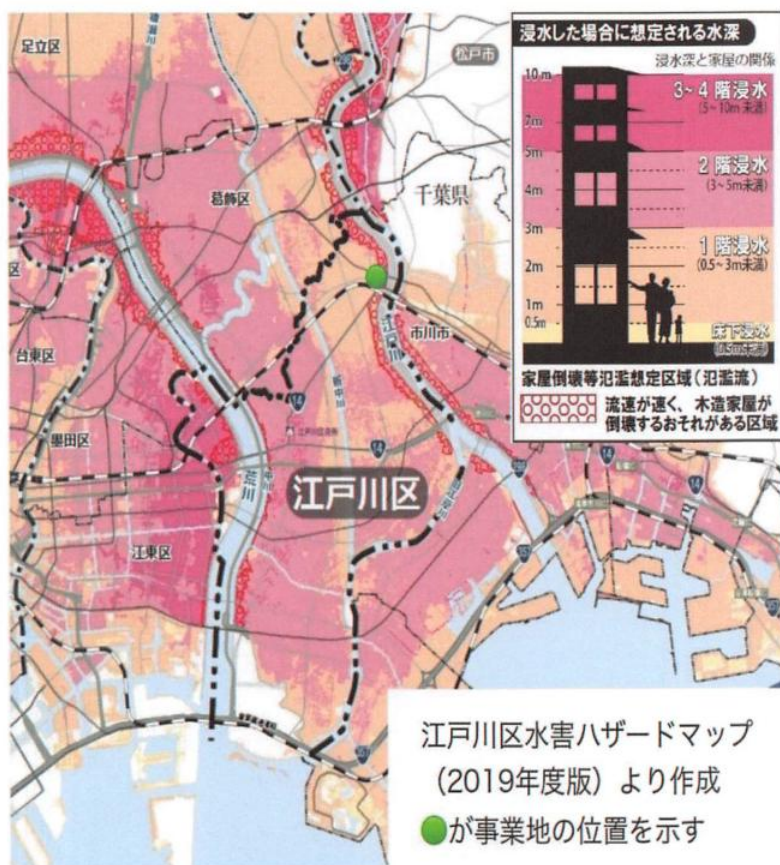


An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous buildings. A wide river flows through the center, with two large steel truss bridges crossing it. A railway line runs parallel to the river on the left. A rectangular area of land, outlined in red, is situated between the bridges and the city. The text is overlaid on the image.

堤防の上には住みたくない

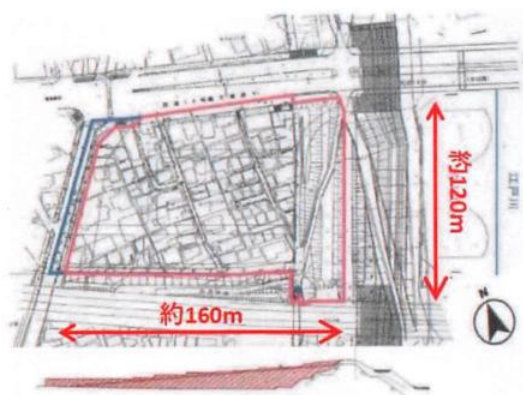
江戸川区スーパー堤防裁判報告

江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会



スーパー堤防事業地の平面図と断面図

120mの区間を「スーパー堤防」にするために高さ7mの既存の堤防の天端から、まち側に傾斜させる盛り土を幅160mにわたって行う工事を強行した。



北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業
事業計画書2013からのものに加筆



上の写真は2021年2月9日に北西の方向から事業地を撮影したもの。ビルにつけた番号で右の図での位置を示す。

土地区画整理事業仮換地案内図



北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業
仮換地案内図に加筆

江戸川区が先行買収で区有地にした土地が多くなりすぎ、着色部の土地は売却対象になった。

はじめに

江戸川区北小岩の住民が原告となり、江戸川区を相手取り、スーパー堤防事業を前提とした土地区画整理事業の取り消しを求める訴訟を提起したのが2011年11月。区画整理の仮換地指定処分を取り消しを求めた訴訟を経て、いよいよ国交省と同区を被告として本丸のスーパー堤防差止訴訟に斬り込んだのが2014年11月でした。9年に亘り、3次に及んだ「江戸川区スーパー堤防裁判」は、2020年10月、差止訴訟の上告を最高裁が棄却したことで終結しました。いずれの裁判も江戸川区と国交省を勝たせることありきの不当判決でした。

スーパー堤防整備計画は完成までに何百年という時間や数兆円という費用がかかることから、およそ現実的な治水政策とは言えないものです。しかし江戸川区は、北小岩1丁目の小さな地区に、スーパー堤防と一体の土地区画整理事業を強引に進めました。区の職員が執拗に訪問を繰り返し、心身に不調をきたす人や住み慣れた土地を去っていく住民も出ました。区は土地区画整理法の強制執行力を利用することで、スーパー堤防に反対して立ち退かない住民に、最後には直接施行という強制手段で移転を迫りました。このような行いは、江戸川区政の汚点として厳しく非難されるべきものです。

スーパー堤防裁判としては全国初となった本裁判への市民の関心は極めて高く、特に第1次及び第3次裁判は、毎回、大法廷で開かれました。傍聴券が抽選になることもたびたびあり、弁論は傍聴者で埋め尽くされるなか行われました。原告の揺るぎない意志に基づく勇気ある提訴、理を尽くし明快な論陣を張る弁護団の奮闘、事実と科学に裏打ちされた学者・研究者の方々による意見書の提出及び法廷での証言により、スーパー堤防が不要であること、極めてあいまいな制度設計やずさんな事業の実態が司法の場でひとつひとつ明らかにされました。一方、江戸川区と国交省の言っていることには、いくつものごまかしがありました。こうした中、裁判所はまっとうな議論を避け、行政を追認し、苦しい言い逃れで原告の主張を退けたのです。

地球温暖化の影響が顕著になり、全国各地で堤防決壊による水害が発生するようになりまし
た。本当に国民に役立つ治水の実現が急がれます。

裁判は終わりましたが、江戸川区ではスーパー堤防に反対する闘いは現在も続いています。私たちは裁判を経て、さらにこの運動の重要性と意義を確信し、これからも闘い続けてまいります。

長い間ご支援いただいたみなさまに、心から御礼申し上げます。

そしてこれからも、ともに頑張りましょう。

2021年 3月

江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会

スーパー堤防事業・土地区画整理事業と裁判の流れ

区画整理とスーパー堤防整備

裁 判

運動・できごと

1987
(昭62)

(スーパー堤防)
旧建設省が高規格堤防を創設
6河川・873km対象

2006
(平18)

2月 北小岩一丁目東部地区で区が
スーパー堤防と区画整理にむけた
まちづくり勉強会

12月 江戸川区スーパー堤防整備方針

国交省ヒアリングを9回実施

* 国交省ヒアリング

国会議員を通じて、国交省の
担当官から聞き取りができる機会を
設けてもらった。

2007
(平19)

7月 区が
土地・建物の先行買収に動き出す

2014年 10月 直接施行

2015年 4月 盛り土同意問題

7月 堤防強化工法

9月 費用便益計算報告書

2017年 3月 地盤強度不足問題

9月 地盤対策問題

11月 スーパー堤防効率的整備

12月 効率的整備及び地盤問題

2018年 11月 コンクリート撤去問題

2008
(平20)

土地・建物の先行買収が続く
まちづくり説明会



まちづくり懇談会



懇談会が続いていく

11月 区が都市計画決定(共同事業)

2009
(平21)

5月 事業計画公告・縦覧
意見書884通

12月 東京都、52名から意見聴取

2010
(平22)

2月 江戸川区長が国交大臣に
スーパー堤防の早期事業化を要請

3月 東京都が区画整理事業を認可

5月 区が事業計画決定(単独事業)

2011
(平23)

11月 第1回区画整理審議会

12月 スーパー堤防整備
873kmを120kmに縮小で復活

第1次訴訟

11月 「事業計画取消訴訟」

東京地裁に提訴

8月 区議会で地権者が参考人陳述

9月 民主党政権発足

12月 公共事業チェック議員の会
現地視察・住民対話集会

3月 住民監査請求(江戸川区初)

4月 国交大臣 平井視察にあたり
北小岩住民が反対を直訴

5月 区画整理事業に意見書提出

9月 区土木部長との対話集会

10月 「行政刷新会議」で
スーパー堤防が廃止と判定

12月 東京都に対し事業反対の口頭陳述

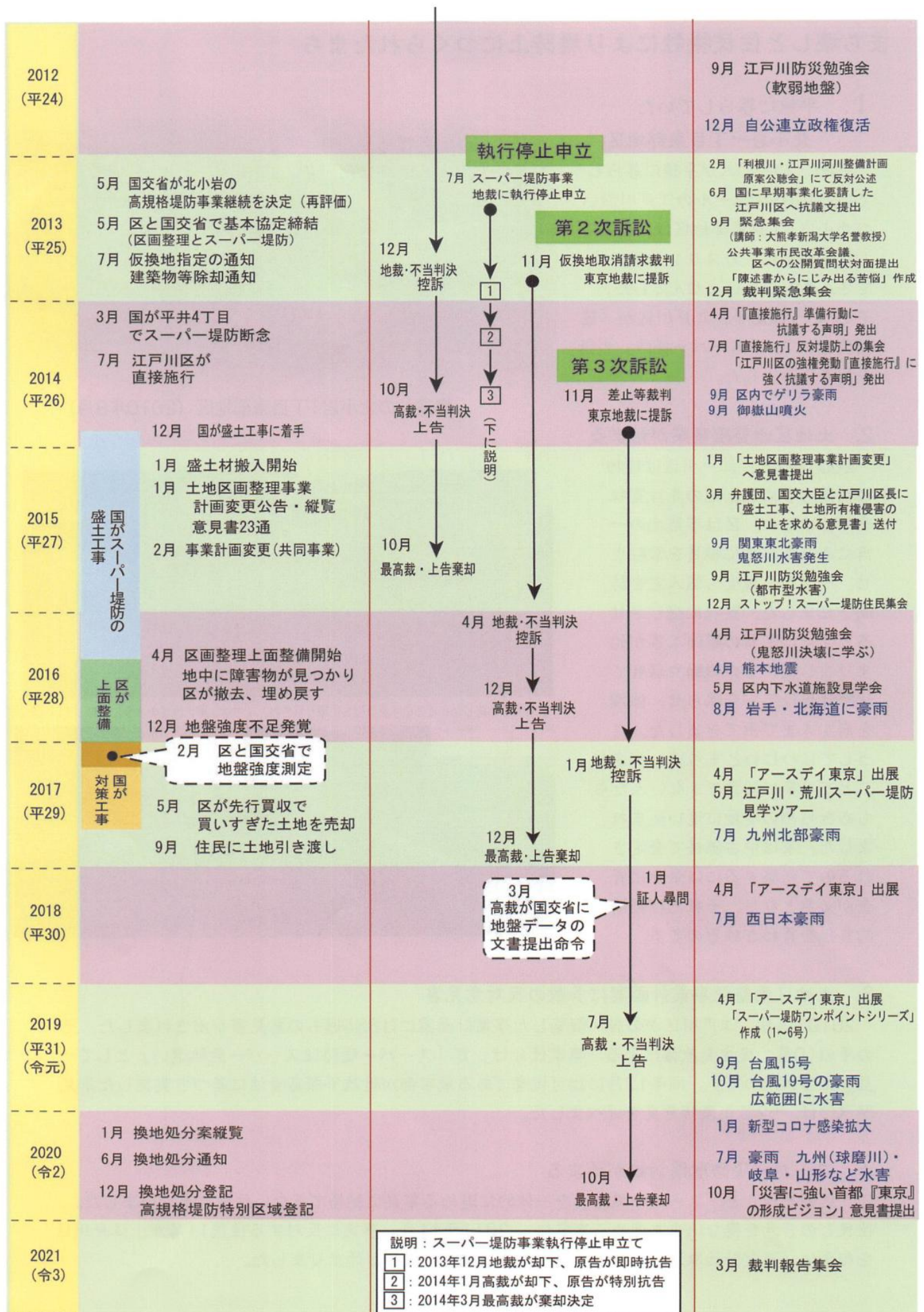
3月 東日本大震災発生

7月 区との対話集会

「おっとと君とワン太さんの
スーパー堤防ガイド」発行

11月 裁判後、報告集会開催(以後毎回)

11月 「スーパー堤防取消訴訟だより」
第1号発行

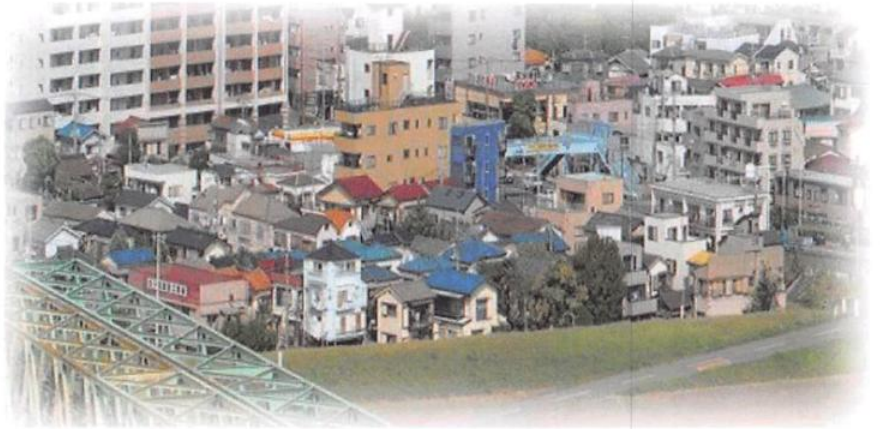


まち壊しと住民犠牲により堤防上につくられたまち

1. 平穏に暮らしていた

北小岩一丁目東部地区

93軒、約250人が平穏に暮らしていた1.4ヘクタールの江戸川沿いの北小岩1丁目東部地区は、区内でも標高が高く、カスリン台風の時ですえ水害にあいませんでした。そこへ、2006年、江戸川区が「区画整理」と「スーパー堤防」の話を持ち込みました。



事業前の北小岩1丁目東部地区（2010年8月）

2. 土地区画整理事業が始まる

2007年7月、江戸川区は建物の補償も含めた土地の先行買収を始めました。区は事業地の一角にあったビルに職員を常駐させ、そこから幾度も個人宅を訪問させました。買収に応じさせるとすぐに家屋の解体工事が始まりました。その振動や騒音で近隣住民は不安を募らせ、体調を崩す人まで出てきました。こうしてじわじわとまち壊しが進むことで事業に同意できない人たちもあきらめの境地に追い込まれました。家は中古価格で査定されるので新築するには余分に資金が必要となり、それだけ経済的負担を負わされるのです。



先行買収に応じたところの家屋は直ちに取壊され、まちは次第に廃墟のように変わっていった。



3. 土地区画整理事業計画案に多数の反対意見書

2010年5月、江戸川区が公告・縦覧した事業計画案には884通もの意見書が出されました。その年の10月、民主党政権による「事業仕分け」で「スーパー堤防はスーパー無駄遣い」として一旦廃止されたのです。同年12月に認可権者である東京都が行政不服審査法に基づき実施した意見聴取には、52名が直接意見を述べました。

4. スーパー堤防取消訴訟が始まる

「区画整理」と「スーパー堤防」を一体的に進める事業に納得できない住民は多くいました。住民との合意を得ないまま進める事業に、2011年11月、事業に反対する住民11名が、江戸川区を相手に「事業計画取消」を求めて東京地裁に提訴、裁判が始まりました。

5. 江戸川区が強制執行



江戸川区が「区画整理」を強引に進める中、2014年7月時点で移転をしない家がある6軒ありました。反対住民と、各地から駆けつけた支援者が堤防上から抗議の声を上げる中、区はこの内の人の住んでいなかった1軒を直接施行（強制執行）により取り壊し、このことは新聞、テレビなどで全国に報道されました。立ち退きに抵抗していた住民は納得できないまま移転に応じざるを得ませんでした。

6. 国交省がスーパー堤防の盛り土工事

2014年12月、国は盛り土のための工事を開始しました。「スーパー堤防」として盛り土することについて住民の同意を求めることはありませんでした。住民4人が原告となり、江戸川区と国交省に対し「スーパー堤防差止等請求訴訟」（第3次訴訟）を起こしました。

7. 宅地地盤に強度不足が発覚

国交省がスーパー堤防の盛り土工事を終え、2016年4月に土地は江戸川区に引き渡され、江戸川区が「区画整理」の上面整備工事を行いました。同年12月、住民への土地の引き渡し直前に江戸川区が地盤の強度を測ったところ、約束していた地耐力の不足が発覚。国交省と江戸川区で、全部の画地の地盤強度を測定したものの、失態を招いた原因の追究を怠り、国交省は地耐力不足のある画地だけ固化材を注入する地盤改良工事（中層混合処理）をすることで収拾をはかりました。2017年3月に予定していた住民への土地引き渡しは同年9月まで遅れました。



仮換地案内図に加筆

地耐力不足発覚であわてて地盤改良工事（2017年6月）

8. こうして「堤防」の上に「まち」がつくられた

江戸川区スーパー堤防裁判の概要

第1次訴訟 「江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟」(行政訴訟) 被告：江戸川区

2011年11月～2015年10月 裁判期日 地裁11回 高裁3回

請求趣旨：土地区画整理事業計画決定の取消しを求める

請求事由：スーパー堤防は不要・不合理、区画整理に盛り土は不要、盛り土の危険性

東京地裁 2012年 2/1 3/23 5/17 7/19 2013年 1/28 4/17 6/12 7/24 9/10 10/16
判決 12/12

東京高裁 2014年 4/17 7/17 判決10/2

最高裁 決定 2015年11/18

意見書 新潟大学名誉教授(河川工学) 大熊孝さん 早稲田大学大学院法務研究科教授(行政法)
人見剛さん 認定特定非営利活動法人まちぼっと理事(地方自治) 伊藤久雄さん 横浜国立
大学教授(社会老年学) 安藤孝敏さん 元都立高校地学科教員(地質学) 渡邊拓美さん

原告本人尋問 高橋喜子さん 宮坂健司さん

被告証人 江戸川区土木部区画整理課長・山口正幸さん

執行停止申立裁判 申立 2013年7/31 地裁決定 2013年12/12(却下)

高裁決定 2014年1/24 最高裁決定 2014年3/31

【二枚舌を使い分ける江戸川区】

2006年12月に江戸川区は全国の自治体で唯一、「江戸川区スーパー堤防整備方針」を打ち出しました。この10ヶ月前から、区は北小岩地域にまちづくりの話を持ち込み、スーパー堤防を前提とした区画整理事業の話を進め、翌2007年7月からは先行買収に着手しました。2009年11月の都市計画決定では、当地の土地区画整理事業はスーパー堤防と一体であることが前提とされていました。しかし、2010年10月になると当時の民主党政権による「事業仕分け」でスーパー堤防事業は廃止と判定され、慌てた江戸川区は、土地区画整理事業計画の中でスーパー堤防のような盛り土を区が独自で行うとする体裁を取り繕いました。一方で区は、予定どおり国交省がスーパー堤防の工事をできるように、区主導によるスーパー堤防事業推進の署名集めをして、国に働きかけました。

2度の移転と長期の仮住まい、盛り土への不安、治水効果への不信、そして強引に進める江戸川区のやり方に同意できない住民は、2011年11月、江戸川区を相手に、スーパー堤防を前提とした区画整理事業の取消訴訟を起こしました。江戸川区は、それまで江戸川区議会や住民説明会では「土地区画整理事業はスーパー堤防と一体的に実施する。そうすれば区費ゼロでできる」と繰り返し答弁していたものを、裁判では書面にて「たまたま土地区画整理事業を実施する場所でスーパー堤防がつくられるだけであって、全く別の事業だ」と二枚舌を使い分けました。

区が「スーパー堤防を前提とした説明はしていない」としていた点について、法廷で原告弁護団の反対尋問を受けた江戸川区の区画整理課長は、区発行の「まちづくりニュース」や「スーパー堤防整備方針」にある「スーパー堤防の必要性」や「スーパー堤防推進」を謳う証拠書類をひとつひとつ確認させられ、「区議会では『区単独で盛り土を行う』と言った答弁はないのですね？」との問いに、あふれる汗をぬぐいながら「はい・・・」と、か細く答えることになったのでした。

治水対策上、当地にスーパー堤防事業が不要であることについて、大熊孝さんは意見書で次のように述べています。

1. 利根川洪水の江戸川への分派量は、計画上是40% (7000m³/秒) とされているが、現実の分派率は20数%であり、今後30年間を目途に整備することを目的とした「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」(平成25年5月策定)においても分派点の改修は明示されておらず、今後数十年にわたって、現在の江戸川の流下能力(おおむね5000m³/秒)を超える洪水の流入は無いことである。従って、現実にはありえない江戸川分派7000m³/秒を対象とした治水計画は無意味である。
2. 利根川治水の基本高水22000m³/秒(ハ斗島地点)は昭和22年のカスリン台風豪雨を前提として求められたものであるが、実績洪水15000m³/秒に比べ過大であり、この基本高水を対象とする限り利根川治水は何年たっても完結しないことである。
3. こうした利根川治水の未完の現状を前提として、江戸川区の江戸川右岸沿いに120m区間だけスーパー堤防を作ったとしても、何ら治水的意義はないことである。

【スーパー堤防を判断しない不当判決】

一審(定塚誠裁判長)では、第6回弁論期日のわずか1週間前に、異動により谷口豊裁判長に交代することになりました。当初谷口裁判長は「被告の言っていることはよくわからない」といくつもの質問を区に投げかけていました。弁護団はかねてから裁判官に現地視察を要請していましたが、かなわないため、新しい裁判長に現地の状況を知らせようと法廷にパワーポイントを持ち込み、区の主張が事実と異なることを現地の映像を交えて明快に説明、裁判長も「よくわかった」と話していました。しかし、結局は、区がスーパー堤防と区画整理は別の事業だと言っていることから、土地区画整理事業の目的に合理性があるかどうかだけを取り上げ、それ以外のものは判断する必要はないとして、スーパー堤防の必要性や有効性の問題については全く判断することなく、2013年12月に不当判決を出しました。

「原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする」と読み上げるだけの谷口豊裁判長の判決言い渡しはわずか5秒で終了。判決文には「本件地区外に転出することにより負担を回避する選択肢(先行買収に応じること)も用意されている」とまで記されていました。事件の本質であるスーパー堤防の是非を避ける門前払いの判決、原告は控訴しました。

控訴審(奥田隆文裁判長)で原告は「国のスーパー堤防事業でないのなら、盛り土をするような土地区画整理事業は必要ないはず」と議論を展開しました。しかし高裁は「江戸川区の言っている市川橋の方(堤防)から住宅側へ降りてくる道の高さとの段差を解消するため妥当」と、またも区の主張を鵜呑みにし、2014年10月不当判決、原告は上告しました。

最高裁(山本庸幸裁判長)では、本来強制的にできないはずのスーパー堤防を強制的にやろうとしていることを問題にしました。道路やダムの建設では最終的には強制的に立ち退かせる強制収用が可能になりますが、スーパー堤防事業の場合は、土地の所有権を行政側に移すことなく、土地の所有権は所有者のままで、その土地の上にスーパー堤防をつくってしまうという手法です。そこには土地収用手続きは用意されていません。これは、本来違法な目的を達成するために土地区画整理事業を使っているのではないかとさらに議論を展開。しかし最高裁は2015年10月、上告を棄却してしまいました。



第2次訴訟 「江戸川区スーパー堤防仮換地処分取消訴訟」(行政訴訟) 被告：江戸川区

2013年11月～2017年12月 裁判期日 地裁11回 高裁3回

請求趣旨：土地区画整理事業の仮換地指定処分取消しを求める

請求事由：盛り土整備の施行者が区から国(スーパー堤防)に変更されながら、
区の単独事業のままの事業計画に基づきなされた仮換地指定処分は違法

東京地裁 2014年4/18 6/20 9/5 11/12 12/17 2015年2/27 6/5 8/26 11/11
2016年1/13 判決2016年4/20

東京高裁 2016年8/23 10/20 判決2016年12/20

最高裁 決定 2017年12/5

意見書 埼玉大学名誉教授(都市計画学) 岩見良太郎さん

【住民を立ち退かせたのはスーパー堤防のため】

一旦廃止とされたスーパー堤防事業は、国の「高規格堤防の見直しに関する検討会」により人口集中区域に絞り込むとして2011年12月、6河川873kmの計画を5河川下流120kmに縮小して復活します。北小岩のスーパー堤防事業は2013年5月、国交省の事業監視委員会による「再評価」で実施と決定されました。翌6月、国交省と江戸川区は、地権者住民に同意を求めることなく、スーパー堤防事業と区画整理事業を共同事業として実施する「基本協定」を締結。江戸川区自身が盛り土工事を単独実施することにしていたものを、国交省が実施することに切り替えました。盛り土工事は宅地造成から、スーパー堤防築堤へと大きく変わったのです。



国交省ホームページより抜粋

7月になると、江戸川区は区画整理により住民を立ち退かせることになる「仮換地指定通知」と「建築物等除却通知」を住民に送付しました。これは、①住民を区画整理の手続きで立ち退かせ、住民がいなくなった隙に、国交省がスーパー堤防の盛り土工事を実施してしまうという不法な目的ではないか ②国交省がスーパー堤防を実施するとなれば、区画整理事業計画書の中で、盛り土の施行者が江戸川区から国交省に変わる変更手続きがなければ違法ではないかと、11月、原告5名は江戸川区を被告として仮換地指定処分の取消しを求める訴訟を起こしました。

【理屈にならない解釈の不当判決】

運の悪いことに、第2次裁判は、第1次裁判の不当判決を出した谷口豊裁判長が担当することになり、判決文には「国交省と江戸川区が基本協定を締結したのだから、事業計画を変更する必要が生じていたとしても、変更を経ない段階でなされた仮換地指定が違法であるとは言えない」と明示されました。

土地区画整理法の中にある100条の2に基づいて施行者(江戸川区)が行う「管理」には「大規模な盛り土工事」までもが含まれるとされ、その根拠として同法106条の3項があげられました。しかしこの条項は、換地処分後の公共施設の管理の開始について定めた条文であり、なぜこれを

もって「『管理』は『工事』を含むことを当然の前提としていることが伺われる」と判示できるのか。司法試験でこの答案を書けば、法律解釈の素養なしと判断され、不合格となるでしょう。

「管理」であったものが「大規模工事」を可とする、あまりにかけ離れたウルトラ解釈。法解釈に重大な誤りがあると原告は控訴しましたが、高裁（菊池洋一裁判長）の不当判決、最高裁（岡部喜代子裁判長）の上告棄却と続きました。

第3次訴訟 「江戸川区スーパー堤防差止等請求訴訟」（民事訴訟）被告：国および江戸川区

2014年11月～2020年10月 裁判期日 地裁8回 高裁8回

請求趣旨：国は本件土地にスーパー堤防整備事業の盛り土工事をしてはならない

請求事由：スーパー堤防盛り土工事には法的権限はなく、共同実施は共同不法行為

東京地裁 2015年2/25 5/20 8/7 11/4 2016年1/12 6/1 8/23 判決 2017年1/25

東京高裁 2017年5/23 8/1 10/10 2018年1/11 11/22 2019年1/18 3/15 判決 7/16

最高裁 決定 2020年10/29

意見書 水源開発問題全国連絡会共同代表・元東京都環境科学研究所研究員（衛生工学）嶋津暉之さん
横浜国立大学教授（社会老年学）安藤孝敏さん 埼玉大学名誉教授（都市計画学）岩見良太郎さん
元都立高校地学科教員（地質学）渡邊拓美さん

報告書 飯田康男さん

原告本人尋問 宮坂健司さん 高橋喜子さん 高橋新一さん

原告証人 嶋津暉之さん

被告証人 国交省関東地方整備局河川調査官・青野正志さん

元国交省関東地方整備局江戸川河川事務所長・金澤裕勝さん

【国交省と江戸川区を共同不法行為で被告に】

2013年6月に国交省と江戸川区が、スーパー堤防事業と土地区画整理事業を共同で実施する「基本協定」を結んだことで、北小岩でのスーパー堤防事業は、正式に国交省の事業になりました。しかし、重大な問題がありました。家屋を壊し更地にする整地作業までは区画整理事業施行者の江戸川区が行えるとしても、スーパー堤防の盛り土をするには、国交省が地権者から新たな同意を求める必要があります。また、スーパー堤防にすれば「高規格堤防（スーパー堤防）特別区域」に指定されて河川区域（堤防）となり、土地利用に制限が加わります。権利侵害は明白です。地権者から、スーパー堤防にしてもいいと承諾を得ないまま国交省が勝手に個人の土地に盛り土をしていいのか、土地の利用に制限を加えていいのか、そんな義務を住民に負わせられる法的な根拠があるのかと、全国で初めてスーパー堤防事業の差止めと損害賠償を求めて、国交省と江戸川区を相手取り、原告4名が提訴しました。

たとえば道路の場合、先に道路に予定する区域を道路計画で決めて、住民に強制することができます。しかし、スーパー堤防の場合はできません。スーパー堤防ができ上がってからでないと河川区域に指定できません。できる前から、ここはスーパー堤防にすることになりましたからと、住民に強制はできないということです。反対する住民を立ち退かせたあと、2014年12月、国交省によるスーパー堤防の盛り土工事が開始されました。

重大な争点は、スーパー堤防を「整備」するにあたり法的根拠はあるのか、ということ。国は準備書面に「当該地区は、スーパー堤防整備が完了すると河川区域となる」と書き込みながら「スーパー堤防を整備できる。なぜなら河川区域だから」とも書いていました。この矛盾をとら

そして裁判に入っても国交省は盛り土できる根拠を主張しないまま工事を続け、約半年後になってやっと法的根拠の主張をしました。第2次裁判の一審判決が示した区画整理法の条文を超拡大解釈した「『管理』には『工事』が含まれるので、国交省は地権者の承諾がなくても盛り土できる」という判決文を、国交省はそのまま裁判所に提出したのです。

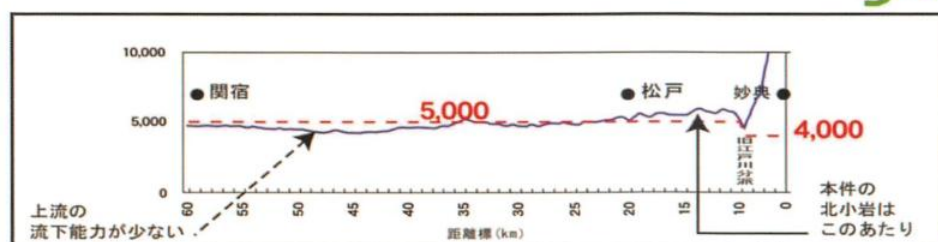
一審（倉地真寿美裁判長、第6回から岸日出夫裁判長）における2017年1月の判決は不合理で乱暴でした。国がスーパー堤防の盛り土工事をできるとした法的根拠は、第2次裁判判決の引用に過ぎませんでした。地域コミュニティの崩壊についても「区域外へ転出するものがあるなどにより、住民らの交流状況が従前のものから変化しても、それは当該住民がそのような選択をした結果として生じる事態であり、受忍限度の範囲内」と、コミュニティ崩壊は住民の選択によるものだと言わんばかり。本件事業により被った深刻な精神的、肉体的損害など、住民の苦しみを一顧だにしないものでした。

【北小岩にスーパー堤防は不要】

嶋津証人及び弁護士は、北小岩にスーパー堤防は不要で、現実的ではないことを以下の点から明らかにしました。

1. 国交省が発表している「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」によれば、北小岩での越水の危険は皆無であり、越水対策のスーパー堤防は不要であること。
2. 江戸川の計画区間の完成まで、690年という途方もない年月と、膨大な費用がかかるスーパー堤防は非現実的であること。
3. スーパー堤防事業実施の判断となっている「費用対効果」の算出方法は、国交省自身定めている「治水マニュアル」に基づかず、ごまかして作成されていること。

江戸川は関宿において利根川から分かれて流れてきます。北小岩地区では、200年に1回の洪水（7000m³/秒）に耐える流



利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画（2013年1月）に加筆

下能力が既に整備されていました。上流では、まだ計画流量（5000m³/秒）が整備されていないところがあり、もし5000 m³/秒の洪水がくることになったら、先に上流で溢れてしまい、北小岩で溢れることはありません。

越水の危険があるところを先に整備せずに、北小岩にスーパー堤防を造るのは優先順位が間違っています。

【ごまかしの費用対効果】

弁護団は、事業決定の前になされる国交省の事業評価のあり方が不当であることも明らかにしました。

国交省は、前項に掲げた地図の黄色の太線で示した区間を含む範囲を右の図のように「R2ブロック」とし、それを対象として「費用対効果」を算出しています。洪水がやってきて、北小岩で堤防を越水し、この地点の堤防が破堤すると想定しているのです。R2ブロックは110kmもあって長大です。北小岩の堤防が破堤するほどの洪水がやってくるとしたら、上流ではもっと弱いところがあるので、上流で破堤ま

たは越水があって、北小岩で破堤することはありません。現実とかけ離れた想定をしておいた計算結果です。「治水マニュアル」では「現実に破堤する可能性のない地点を想定破堤地点としてはならない」としています。北小岩は現実に破堤する可能性のない地点です。そうすると、費用便益費はゼロとなり実施する根拠のない事業となります。



費用対効果とは、事業をしない場合に、水害で発生する被害想定額（総便益（B））を、事業にかかる費用（総事業費（C））で割って出される計算値です。費用対効果（B÷C）が1を超える場合は、効果があると判断して事業推進、逆に1を下回ると、効果が期待できないとして事業中止の判断がなされます。

【スーパー堤防が避難場所？】

被告証人の国交省河川調査官は、弁護団の反対尋問で、「スーパー堤防は一部が整備されるだけでも避難場所になる可能性がある」と答えました。しかしこれは無責任です。避難場所と言いながら、避難施設があるわけでもありません。大型台風が近づく場合は、事前にある程度予測ができます。水害に備える避難場所というなら、避難施設のある安全な場所を確保して、それを周知させ、そこに誘導することが必要なことだと考えられます。また、国交省は、スーパー堤防を越水しても壊れないと宣伝しています。つまり、越水を前提にした堤防でありながら、一方で、越水するかもしれない場所を安全で避難場所になると、矛盾したことを言っていることとなります。

【地耐力（地盤強度）不足が発覚】

一審判決直後、地耐力不足という深刻な問題が発覚し、重大争点として急浮上しました。

江戸川区による区画整理の上面整備終盤、住民への土地引き渡しが近づいた2016年12月、江戸川区が住民へ約束していた地耐力（地盤強度）が確保されているか調査をしたところ、約束の地盤強度が確保されていない地点があることがわかりました。江戸川区にも衝撃が走りました。スーパー堤防を受け入れてきた江戸川区長でさえも区議会で「けしからんことだ」と発言。国交



省と江戸川区が、画地全部を調査したところ、調査地点390のうち、61地点に地耐力不足がありました。国交省は、地盤強度が確保されていない画地だけに固化材を注入して地盤強度を確保するその場しのぎの対策工事を行いました。対策工事は全76画地のうち約3分の1にあたる25画地で実施されました。こうしてこの地区は、新規の工事を行なった地区であるにも関わらず不均質で、宅地としての安全性に不安が残る地盤になりました。

被告証人として法廷に立った元江戸川河川事務所長は、原告団の反対尋問を受け、「なぜ強度不足が出たのか、技術者として気になる。あくまでも個人的な考えだが」と前置きし、「盛り土の最終段階で地中に支障物が見つかり、江戸川区が掘削して撤去し、区が埋め戻したことがあった。このとき埋め戻し、締め固めはどのようになされたのか・・・」と陳述しました。

これは2016年4月、区が国の盛り土工事完了を受けて区画整理の上面整備を行う際に起きたこと。江戸川区は道路地盤4m下から、直径80cmほどのヒューム管3本を撤去しました。しかし、情報開示請求によって入手した国の文書によれば、国も2016年2月に幅3m、長さ90mの範囲で盛土を掘り返して地中埋蔵物を撤去し、また埋め戻す工事を行っていたのです。「余分な土を盛り、荷重をかけて圧密促進し、沈下状況を計測したうえで沈下が終息したことを確認し、江戸川区に引き渡した」とされる本件スーパー堤防ですが、こうした不測の事態に見舞われており、盛り土の安全性への疑問が解消されることはありません。

【裁判所が国交省に「文書提出命令」】

控訴審で、原告は地耐力不足発生の原因説明を求めましたが、国交省の説明は「地盤強度の調査方法等について認識不足があったことによる」と言うだけでした。地盤強度の調査方法等が地耐力不足発生の原因にならないことは明らかです。原因を解明しようと原告は、国交省が持っている地盤データを全部出すように要求しましたが、国交省は、重要要素である測定地点を黒塗りにしたものを出してきました。原告の再度の要求に対しても拒み続けるため、原告は裁判所に「文書提出命令の申立て」を行いました。

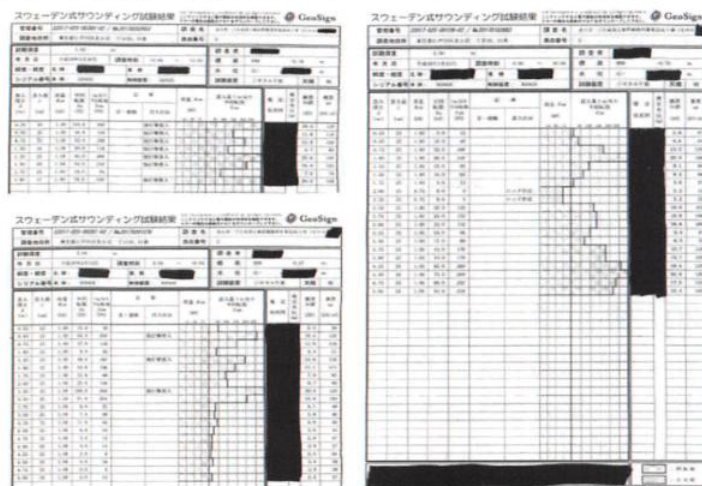
裁判所は原告の主張を認め、2018年3月28日、国交省に「文書提出命令」の決定をしたところ、国交省はやっと黒塗りでない「地盤データ」を提出しました。原告は提出された膨大な地盤データを地質学の専門家の協力も得て分析、地盤強度不足の原因、対策工事の問題点を明らかにしました。

地盤問題の起きた主な原因は

1. 国交省の河川部には本件スーパー堤防整備は宅地の整備でもあるという視点が欠けていた
2. 宅地整備としてのスーパー堤防整備方法についてのガイドラインがない

であり、この2つの点は宅地としてのスーパー堤防の本質的、致命的な欠陥と言えるでしょう。

位置や標高、柱状図まで黒塗りされたSWS試験結果



【法解釈に値しない「法的権限」の判示】

最大の争点とも言える法的権限について、控訴審で弁護団はこう切り出しました。「裁判長にお伺いします。裁判長が所有する土地について『管理』をお願いしていたところ、突然その土地に数メートルの盛り土をされてしまったら裁判長はどう思われるでしょうか？」

そして、一審判決の判示について「このような解釈は許されない。なぜなら区画整理中の土地上での『工事』の権限については、同法80条がその主体と『工事』の内容を定めているからである」とし、3つの理由をあげました。①『管理』とは一般に、性質を変更しない範囲で利用し改良する行為を指す。本件は最大7メートルの大規模な盛り土を行い、土地の形状を改変するのであり、これは『管理』には含まれない ②80条は『工事』、100条の2は『管理』を、仮換地指定がなされ使用収益ができる者がなくなった従前地という同じ対象について規定している。法は『工事』と『管理』とを別の概念として位置付けている。もし、100条の2に『工事』権限を含むのであれば、80条は不要な条文になる。条文の存在につき、意味を失うことが許されないのは明らかである ③100条の2は、同法の昭和34年改正により設けられた。この立法趣旨は、公共施設予定地や保留地予定地等について、事業の目的に沿って維持管理し、または事業遂行のために第三者に使用収益させることができることを明確にする目的で追加されたもの。この法改正では、100条の2の『管理』に土地区画整理事業外の『工事』を許容するとは一言も議論されていない。

法的権限についても治水事業としての有効性についても一審判決にはいくつもの誤りがあることを指摘、弁護団は極めて明快な主張を展開しましたが、控訴審もまた法解釈の名に値しない判示を出しました。途中、原告の主張を認めて裁判所が下した「文書提出命令」や「証人尋問」の実施と、裁判進行では原告の言い分に耳を傾ける姿勢がみられ、期待されましたが、2019年7月に出された控訴審判決は、やはり国交省と江戸川区を勝たせることが先にある不当判決でした。司法としての役割の放棄と言えます。上告しましたが、最高裁（池上政幸裁判長）は1年3ヶ月経過した2020年10月、上告を棄却しました。

原告の陳述から

区長が率先して住んで盛り土の安全を実証せよ

原告団長・高橋新一

江戸川区はこの計画の話が持ち上がってからの9年間において、私に対して説明を行ったのは1度だけで、あとは私の自宅ポストにまちづくりニュースを投函していただけでした。そのような状況で、本件事業を理解しろ、納得して家を壊して立ち退けなどと言われてもできるはずがありません。にもかかわらず、江戸川区はその姿勢を改めようとはせず、私たち反対派住民は相手にせず、住民合意を行わず、計画を勝手に進めてきました。訴訟を起こされるのは当然です。昨年（2013年）12月18日、担当課長、係長に一から詳しく教えてほしいと話し合いを始め、4回目が終わったところです。やっとスタート地点であり、これが現実です。住民や老人をいじめるまち壊しであり、莫大な税金を使って不要かつ有害なスーパー堤防をつくる必要があるのか、区の横暴を訴えていきたいと思います。

江戸川区は財政危機により216事業を見直し、32億円に上る経費削減策を打ち出しました。その多くは福祉や教育といった暮らしを直撃する事業です。一方で本件事業のような大型公共事業の見直しは行われません。スーパー堤防で明るい未来はつくれるのか。未来をつくるのは子どもたちです。

盛り土の危険性は、東日本大震災の際の清新町の例をとっても明らかです。そのような危険な土地の上に建物を建てるのは人命に関わり、人災発生の大きな可能性があります。区長や職員は率先してスーパー堤防の上に自宅を建て30年くらい住んでみたらどうか。区役所をスーパー堤防の上に建て、安全かを実証してほしいです。足立区では、スーパー堤防には避難するなど言っています。そんなスーパー堤防の上に住めとは、ここは日本か、東京か、信じられない思いです。

荒川では、平井のスーパー堤防計画地において、住民の立ち退きをしなくてもいい場所でスーパー堤防事業が行われなかったことになりました。盛り土工事が長期化することがその理由だと言います。所詮つながらず、本気でつなげる気もない事業です。このことを北小岩にあてはめれば、今すぐに土地区画整理事業が可能であり、住民も仮移転することなく新居建築に取り掛かれます。盛り土はすべての元凶です。平井で断念できるなら、北小岩でこそ断念すべきです。



親しく付き合っていたまちがなくなった

原告・高橋喜子

私が住む北小岩一丁目地域は、人と人とのつながりを大切にする非常に温かい地域でした。堤防、鉄橋、橋に囲まれた限定された地域であるため、近所の人たちはみんな顔見知りで、道端で会えば気軽にあいさつをする関係がありました。だからこそ、見ず知らずの第三者が町内を歩いていれば、すぐにわかり防犯上の観点からも非常に安心な町でした。

また、隣地とのお付き合いも非常に強く、何かあれば助け合ったりする仲が自然とつくりだされていた町でもありました。私自身もお隣のKさんとは、庭に出たときなど、垣根を挟んで、よく世間話をしました。また、Kさんが庭で栽培していたみょうがをよく差し入れてもらったりしました。さらに、反対側のお隣さんであったBさんご夫婦とは、非常に深いお付き合いをさせてもらいました。Bさんの奥様は、以前学校の先生をされており、非常にまじめで誠実な方でした。Bさんの奥様は、よく私の家に来ては、居間でお茶菓子をはさみ世間話をしていました。私は、Bさんの奥様が、学校の先生をしていた頃の昔の写真を持ってきては、楽しそうに昔話をしている姿を覚えています。また北海道出身であったBさんは、北海道から新鮮な農作物が送られてくると私のところへ

このように、北小岩一丁目地域には近所との温かいお付き合いがあったのですが、本件事業の話が出てからは、そのような関係はまったくなくなってしまいました。そもそも、この地域の住民が賛成派と反対派に別れてしまっただけからは、みなさんが外出をできる限り控え、近所の人たちとの接触を避けようとするようになったように思います。私自身、お隣のKさんと庭で会うこともなくなり、世間話をするようなこともなくなりました。Bさんにいっては、こちらから電話しても電話にさえ出てくれなくなってしまいました。聞いたところでは、本件事業の関係で江戸川区の担当者が2週間に1回のペースで、Bさんの家を訪問し、本件事業についての説明をしていったとのことでした。そのため、Bさんご夫婦は、人と話をすることが怖くなり家にこもるようになってしまったとのことでした。それでも、Bさんの奥様と私とは何とか交流を続けてきました。そのBさんのご主人は、その後発生した火事によって亡くなってしまいました。奥様は当時、親戚の家に引き取られたと聞いています。私には、本件事業の話がなければ、Bさんの火事は防げたのではないかと思います。Bさんが以前と同じように、近所の方々とのつながりを持っていれば、地域のみんなでBさんご夫婦を注意深く見守っていれば、このような火事は起こさずにすんだのではないかと思います。

離れた後は、もはやこの住民と交流する場もなく、転居した後は、一切会うこともなくなっていました。

原告・宮坂健司

国が事業を行っている期間、仮住まいの家賃補償はしていたようです。けれども、これからずっと私の土地は堤防の上なのです。しかし、そのことに見合う補償は私に提示されていません。新規に工事を行った土地であったはずなのに、一旦盛土した土地を既存地盤も含めて、わざわざ掘り返して強化材を混合させて固めた地盤の上にある土地です。地耐力不足の問題は、設計や施工の瑕疵にあたります。当初に説明されていた設計地盤とはまったく異なる地盤になってしまっています。その点についても何の補償もされておりません。

住民の生活を根底から覆した本件は十分な賠償が必要な事案であるというべきです。もし、今の制度で問題がないとするなら、制度自体が間違っていると言わなければなりません。住民のための区画整理事業と高規格堤防事業といいながら、その住民が置き去りにされ、蔑ろにされているのです。人の土地を好き勝手にするのは、買い上げてからにしてください。地耐力不足の対策工事の内容説明のときに国の職員が私に「解決になるなら土地の買上げを検討しますよ。」と言った言葉が忘れられません。

見直しが必要なスーパー堤防事業

～強引な事業手法・不当な事業評価・数々の施工不具合～

【コミュニティの破壊】

スーパー堤防建設問題がもたらされるまで、本件地区は良好な地域社会でした。地域コミュニティが育まれ、平穏な暮らしが続いていました。ところが、スーパー堤防問題が持ち上がり、状況は一変しました。住民の間に、スーパー堤防に賛成、反対の分断が生じ、良好な環境は壊されました。土地の先行買収のために、訪問活動を進める江戸川区の強引なやり方に、高齢者の多かった住民は疲弊していき、長年住んでいたこの地域から去っていく人もありました。



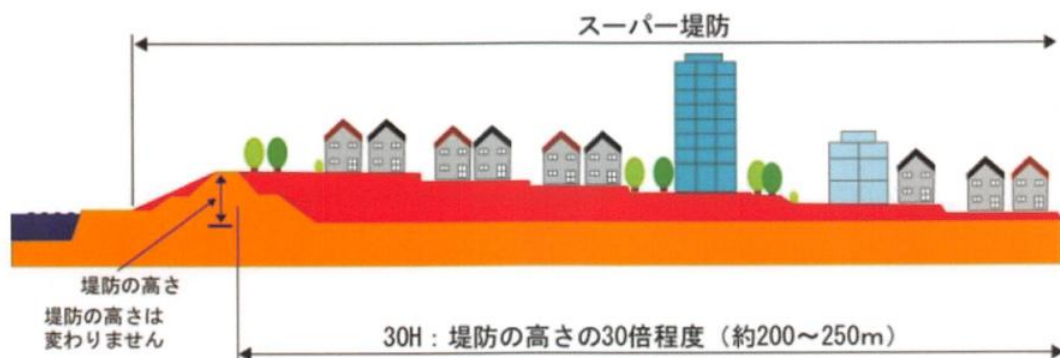
2014年5月28日撮影

原告の高橋さん親子はこの地で一生を過ごすつもりでした。親子は隣接した列々の家屋で暮らしていましたが、区の強制執行を前に、望まない移転に応じざるをえず、今は離れ離れで暮らしています。スーパー堤防建設は、地域コミュニティを破壊、平穏な暮らしを奪ったのです。

【スーパー堤防、高さの30倍幅の根拠なし】

スーパー堤防の正式名称は「高規格堤防」です。堤防の幅を堤防の高さの30倍にした広幅な堤防です。①河川の水が堤防を越えても壊れない（超過洪水対策という）②堤防に水が浸透しても壊れない③地震にも強い というものです。

しかし、実はこの30倍の幅は、堤防天端（一番高いところ）での越流の水深が15cmになるまでは堤防の住宅側の斜面が削られることはないとして設計（高規格堤防設計水位という）されているもののです。2015年の常総鬼怒川決壊では越流水深は20cmでしたし、2019年の荒川上流での決壊では越流水深が40cmでした。気候変動による豪雨など想定されていなかった30年以上前に制度化されたスーパー堤防は、今日また将来に向けて、実は安心設計とは言えないのではないでしょうか。首都圏、大阪圏においても耐越水堤防工法への転換が必要です。



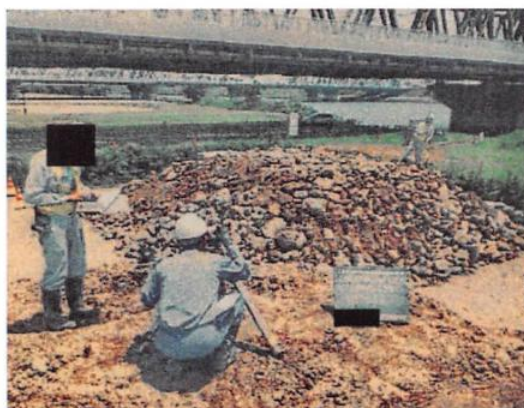
江戸川区「スーパー堤防整備方針」より

【全体を統括する事業主体不明確・施工不具合を誘発】

スーパー堤防と土地区画整理の2つの事業は基本協定で結びつけられているものの、事業主体が別個に存在していて一体事業としての統括責任が存在していません。スーパー堤防が治水事業単独では成立しえず、再開発事業を巻き込まないと成立しえないという、治水政策として根本的な不備のあることを示しています。

●地耐力不足への対策工事を中断させたコンクリート殻撤去工事

既述のヒューム管撤去工事の他、地耐力不足への対策工事中にも地中支障物によりスラリー攪拌が中断する事態が生じ、支障物を撤去する追加工事が行われました。支障物の高さ方向の位置を既存地盤高平面図および造成計画平面図と比較すると、いずれも既存地盤の地表面付近に支障物が存在していたと推察されます。国の数量確認時の写真等を見るとコンクリート殻がそのほとんどとみられますが、別途入手した写真には、土台コンクリート、金属製波板、塩ビパイプなどが確認され、既存地盤中の残留物であることが良くわかります。



H28吉川土砂改良工事（北小岩対策工事）
地中支障物撤去支障物数量確認写真

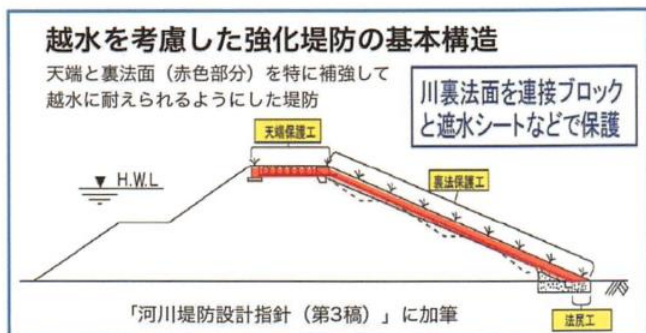
江戸川区は更地にした当該土地を、スーパー堤防盛り土工事のために国に引き渡す際、どのような準備工事（整地工事）を行っていたのでしょうか。既存地盤も検査対象になる区域については、区は国への引き渡しの際に、既存地盤について地表面からその検査深さ程度までの検査と必要な対策工事を行っておく必要があったと言えます。共同事業が重要な局面での責任の所在を不明確にしています。

【莫大な費用と少ない効果】

北小岩のスーパー堤防にかかった事業費		費用	負担	出典
1	土地区画整理事業	51億 104.6万円 国交省負担金を含む	江戸川区	北小岩一丁目土地区画整理事業計画書 (第3回変更)
2	高規格堤防事業	約30億 10万円	国交省	国交省関東地方整備局 再評価 2013年5月9日
3	1と2で国交省負担金が重複しているので除く	約-20億9672.2万円		
4	地盤強度不足による追加費用	約5億 10万円	国交省	江戸川区議会建設委員会配布資料
	遅延に伴う補償費	約9600万円		
合計		約66億6132.4万円		

北小岩1丁目東部土地区画整理事業とスーパー堤防整備事業の事業費を公文書から求めると、上の表のようになります。地盤強度不足が生じたために、地盤調査測定や対策工事に5億6千万、遅延に伴う補償費に9千6百万円、計6億5600万円、当初の予定より増えています。事業費合計は約66億6千万円。この数字を使って1m当たりの費用を算出すると、約66.6億円 ÷ 120m = 5550万円/mとなります。江戸川での高規格堤防整備区間は22kmですから、単純に計算すると1.2兆円の費用がかかることになります。

【国交省は越水に耐える現実的な堤防を隠している】



旧建設省土木研究所は、洪水による越水があっても簡単には決壊しない「耐越水堤防（難破堤堤防ともいう）」を開発していました。住民が立ち退く必要はなく、工事期間もあまりかからず、費用も安い。この堤防は「アーマー・レビー（鎧型堤防）」と名付けられていました。

「アーマー・レビー」は1980年代後半には、全国の一級河川水系の9河川で実用化

されていました。「アーマー・レビー」はのちに「フロンティア堤防」と名称が変わりました。旧建設省は上の図のとおり、2003年3月にこの工法の普及を図るために「河川堤防設計指針（第3稿）」を発行して全国の関係機関に通知していました。しかしその後、国交省は「耐越水堤防」の普及をストップさせてしまいました。国交省は、フロンティア堤防が、推進したい大型事業であるダム建設の妨げになると考え、封印してしまいました。もし、「アーマー・レビー」の普及が続いていたら、2015年に発生した鬼怒川の大水害も防げたことでしょう。2019年の台風19号被害により、ようやく千曲川などで採用されるようになっていきます。

【スーパー堤防は治水対策の柱になりえない】

江戸川では20年以上前からスーパー堤防整備が行われています。妙典地区は1992年度から、柴又公園地区は1989年度からです。20年経過して、整備できた堤防長さの合計はわずか630 mですから、計画区間22kmを整備するには690年かかることになります。整備にかかる費用が1.2兆円であったこととあわせて考えると、いかにスーパー堤防整備が非現実的であるかがわかります。

水害が激甚化・頻発化する今日、求められる堤防強化策はスーパー堤防ではありません。

	実施地区	整備延長	基本断面の確保
市川区	市川三丁目地区	90m	20m
	市川南地区	200m	180m
	高谷地区	50m	0m
	妙典地区	200m	40m
葛飾区	東金町地区	90m	0m
	柴又公園地区	1,100m	290m
江戸川区	北小岩一丁目地区	120m	120m
	合 計	1,850m	630m



江戸川のスーパー堤防整備計画区間(全長22km)

江戸川右岸 水元公園付近（葛飾区）～J R京葉線橋梁付近 12.8km
江戸川左岸 国府台付近（市川市）～高谷付近（市川市） 9.1km

利根川・江戸川河川整備計画（2020年6月）に加筆

【スーパー堤防を避難場所とするのは無責任】



写真は本件地区のスーパー堤防上の新たなまち（グーグルマップより、撮影時は建設途中）です。現在ではスーパー堤防の裏法面にぎっしりと民家が建ち並び、大きな空き地にはビルが建設中です。堤防として整備している全体の広さに比べ、避難場所とされる場所は赤で囲まれた、川に最も近い斜面であり、狭小かつ危険な場所であることがわかります。このようなことを事業の効果とあげつらうのはおかしいことです。

洪水時の避難は、川から離れた高台への避難が鉄則です。

【盛り土の持つ潜在的な危険性】

盛り土は人工的に新たに形成される地盤であるため、工事の過程で不具合や施工不良があれば内部に弱いところができたり、水がたまりやすいところができたりして大雨や大地震でそこから崩れる心配があります。実際にその不安は本件北小岩のスーパー堤防では地耐力不足というところでもない失態という形で現実のものとなりました。既述のとおり、対策工事は全面的に行われたわけではなく、不均質な地盤となっており、今後の被害が心配されています。

左側のグーグルマップの写真は利根川最下流部の右岸にある「津宮スーパー堤防」です。東日本大震災から8ヶ月あまり過ぎたときに訪れました。盛り土部分が矢印方向に少し滑りだしたらしく、その影響で上の建物は不同沈下を起こし（中央の写真）、擁壁は滑りだした盛り土に押され



てふくらみ（右側の写真）、亀裂が生じていました。擁壁はすでに補修され、一番下の部分にアンカーが打たれて補強されていましたが、割れ目に新たなズレが生じていて、破壊の進行は止まっていませんでした。地震でスーパー堤防の盛り土が壊れた例は他にもあります。大雨で壊れた例もあります。スーパー堤防は決して「絶対に壊れない堤防」ではありません。

スーパー堤防の盛り土については転圧時に硬さを確認するだけで、盛り土全体の工事完了後の地耐力検査は義務づけられていません。北小岩の事業地では盛り土完成後の地耐力検査を住民が要求したことからその不足が発覚しました。検査をしていないだけで地耐力不足が発覚していないところはまだあるのではと思われます。

【住民負担に対する配慮の欠如】

●2度の移転・長期の仮住まい

スーパー堤防の盛り土工事を伴う区画整理は、住み慣れた家を自ら壊し、2度の移転、3～4年になる仮住まい、そして新たなまちでの家屋新築が一連のプロセスです。住民には予期しなかった大きな負担が伴い、とりわけ高齢者には過酷です。

大規模な盛り土工事がなされている間の仮住まいの費用は補償されますが、区は住民に対し、居住環境を抑えることで再築費用を捻出することを推奨する始末です。

●再築補償は土地区画整理分のみ

家屋再築の補償費は土地区画整理事業での評価分だけです。中古の家を建てることなどできず、新築するためには不足分を自己資金で充足することになるため、対応に困難を強いられることとなります。

●地元からの強い要請があった？

スーパー堤防事業が廃止から復活した理由に、国は地元から復活を求める多くの署名があったからとしましたが、それは区主導による、区の職員まで動員した策動で、右の図をみれば地元住民にとっては望むどころか、犠牲を強いる非常に迷惑な事業だったのです。



●再建できたのは約半分の人たち

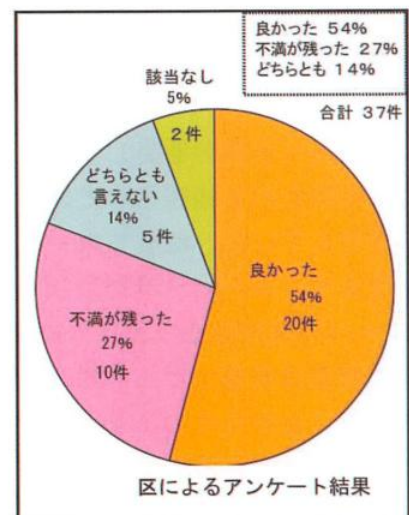
右の表には2008年（平成20年）の土地所有者の数は73名とありますが、実際に住んでコミュニティを形成していた土地の権利者の数は93名です。2019年における、当初からの権利者数が48名ですから、戻って来て再建できた権利者は52%で約半分ということになります。

	日付	土地所有者数 (私道を除く)	当初からの権利者
当初（事業前）	H20	73名	48/73
仮換地指定時	H20. 7. 16	58名	48/58
引越し時	H29. 9. 30	60名	48/60

※換地処分通知時（令和 1 2月）における当初からの権利者数：48名

●この事業が「良かった」とした回答は半分以下

江戸川区は「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」について、2018年8月24日から9月21日の間、地区内の土地所有者62人にアンケート調査を実施しました。結果、「良かった」とした人は54%、前項の権利者数の減少を併せて考えると、「良かった」とした人は、もっと少なく、4分の1程度になるものと考えられます。



弁護団長のことば



スーパー堤防の建設が江戸川区の江戸川沿いで進められている。それがおかしいのではないかという、行政訴訟2件、民事の差止め訴訟1件の計3件の訴訟の弁護団長をしてきました。

どう考えても不要、洪水にあったことがない土地を傾斜地に土盛り、立退きを強いることによる多大な負担、さらには、その立退きを強いる法的権限の不存在、いかなる点でも法的に認められない事業であったにも関わらず、また、裁判所での主張立証では国や江戸川区を圧倒したのにも関わらず、一つ文書提出命令で勝った以外、すべての判決で負けました。

この結果、また、正義が通らない現在の裁判所の状態にしていることについても、非常に申し訳ないと思います。しかし、あきらめたら何も生まれませんし、何も変わりません。この裁判が問題提起したものは大きかったですし、唯一勝利した文書提出命令の意味も大きかったと思います。あきらめずにたたかいを続けましょう。

江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟弁護団団長 小島延夫



期日後の集会で報告する大江弁護士。左が小島弁護士、右は原告団長高橋新一さん。

2016年1月12日

弁護団

弁護団長	小島延夫弁護士	東京駿河台法律事務所
事務局長	大江京子弁護士	東京東部法律事務所
	高木一昌弁護士	同上
	田村文佳弁護士	同上
	山田勝彦弁護士	青葉総合法律事務所
	杉田敬光弁護士	同上
	福田健治弁護士	早稲田リーガルcommons法律事務所
	伊藤真樹子弁護士	仙川総合法律事務所
	西島和弁護士	西島法律事務所

こんなものを「スーパー堤防」と呼ばせているのです

白い点線の範囲がスーパー堤防

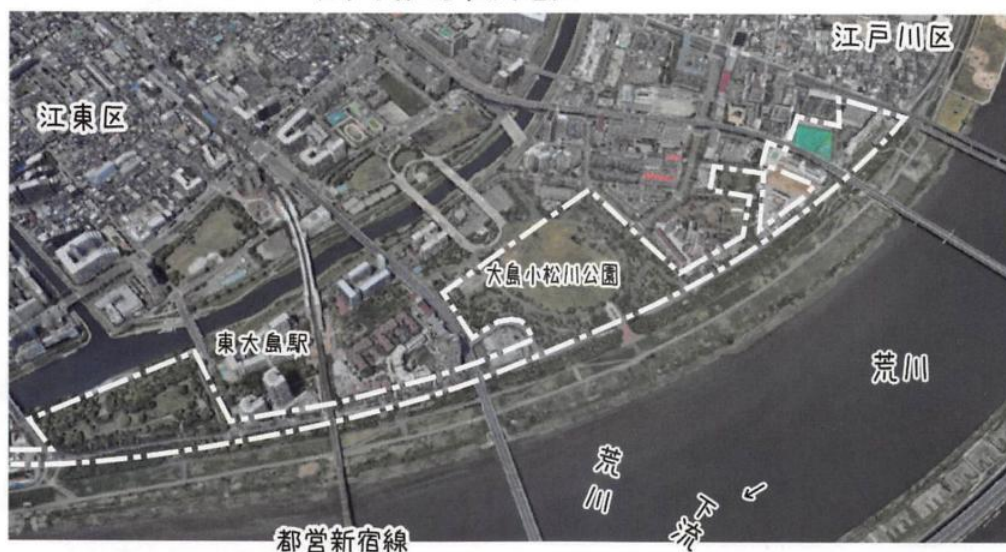
断崖絶壁

江戸川区 平井7丁目地区



デコボコ

江戸川区小松川地区



堤防とまちの間に線路

地下鉄東西線 妙典駅周辺（千葉県市川市）

